

改葬の補償及び祭し料調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

【現行】平成30年3月8日 制定

【改正】令和2年3月18日

改正後	現 行
<p>(図面の作成)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 墳墓配置図</p> <p>二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）</p> <p>三 写真撮影方向図</p> <p>2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。</p> <p>一 図面は原則として墓地使用者、（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。</p> <p>二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格 A 列三番横とする。</p> <p>三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。</p> <p>四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。</p> <p>五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(図面の作成)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 墳墓配置図</p> <p>二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）</p> <p>三 写真撮影方向図</p> <p>2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。</p> <p>一 図面は原則として墓地使用者、（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。</p> <p>二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列三版横とする。</p> <p>三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。</p> <p>四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。</p> <p>五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。</p> <p>(以下 略)</p>